

昭和二十七年二月一日 第三種郵便物認可
昭和二十四年六月二三日 国有鉄道特別承認雑誌第一一九九号

經濟論叢

第104卷 第1号

国家独占資本主義と独占価格 ……………池 上 惇 1

アメリカの対英政策の転換と
イギリスにおける財政・通貨危機 ……………坂 井 昭 夫 18

書 評

G. S. バチシチェフ『矛盾と弁証法』
(武井勇四郎訳, 合同出版, 1969)……………出 口 勇 藏 41

シャルル・ベトウレイム著 梅津和郎訳
『経済開発と計画』(雄渾社, 1969年)……………本 山 美 彦 46

昭和44年7月

京 都 大 学 經 済 學 會

アメリカの対英政策の転換と イギリスにおける財政・通貨危機

—国際的関連から見たイギリス戦時財政 1936—45 (2) —

坂 井 昭 夫

I アメリカの「現金自国船」政策とイギリスの財政・通貨危機

第1次大戦の際には、イギリスはアメリカ国内での外債応募を許されており、これによってアメリカからの軍需物資や食糧の輸入の一大部分を賄うことができた。だが1939年9月にイギリスがドイツとの戦争に突入した時点では事情は完全に一変しており、イギリスは前大戦の場合のような金融的援助をアメリカに期待したくともできぬ立場に立たされていた。これはアメリカが、第1次大戦時の債権回収に苦慮したにもかかわらず、結局においてその相当部分を未回収のまま放棄せざるをえなかったという苦い経験に対する反省からその態度を一変させ、「現金自国船」政策(C&C政策)と呼ばれる政策を正面に押し出して譲らず、イギリスに対しても厳しい態度で臨むに至ったことの結果であった。この点を最初に検討しておこう。

アメリカは1934年にジョンソン法を制定し、第1次大戦時の対米債務支払いを完全に履行せぬ外国政府への資金融通は一切行わないことを規定しているが、イギリスはまずこの法によって拘束されることになった。また翌35年のアメリカの中立法は、(1)交戦諸国への武器輸出の禁止、(2)米国船の戦闘海域への立ち入りの禁止、(3)米国商品を交戦国に輸出する際には輸出以前に支払いを受けることが必要、という3つの柱から成り立つものであったが、イギリスは開戦と同時に当然同法の適用を受けることになった。イギリスは上の2つの法——ジョンソン法と中立法——にがんじがらめに縛りあげられたままで戦争に突入していくしかなかったのであり、アメリカからの武器輸入はできないし、それ以

外の物質を購入する場合にも、アメリカの船舶を利用せずかつ現金で支払うという厳しい条件を充たさなければならないことになったのである。中立法は39年の11月に修正され、(イ)の項目は削除されたが、(ロ)は自国船の原則、(ハ)は現金の原則として確立をみている。この修正によってイギリスは非軍需品ばかりでなく武器弾薬等をもアメリカから購入できることになったのであるが、それはあくまでも現金支払い並びに自国船の使用という2つの条件に合致する限りにおいてのことであった¹⁾。このように現金自国船条項なるものは11月の修正中立法によって最終的に仕上げられたのであるが、その基本的な内容は既に35年中立法に含まれるところであり、それ故に開戦に踏み切ったとたんにイギリスがアメリカのC&C政策の拘束を受けることになったと考へても差し支えない。

尚、C&C政策は上に述べてきたように2つの内容から成り立つものであった。このうち自国船の原則は戦争に伴う船舶不足の折からイギリスにとって大きな苦痛を与えるという点で現金の原則に劣るものではなかったが、それでもやはりその主たる力点は現金の原則にあったといふことができる。即ち、C&C政策は上に明らかにしたように、何よりもまず第1次大戦時戦債にまつわる苦い歴史に対するアメリカの反省の産物であり、金融的援助を与えることは避け可能な限り現金支払いを強要するということがその主眼であった。従ってこの政策は、イギリスが軍需物質や工業原材料、食糧の対米依存を深めることなくしては戦争を続けていくことができないという背景のもとでは、アメリカがイギリスから金・ドルを吸い上げていくパイプとして立ち現われて来ざるをえず、事実またそうしたものとして絶大な効果をあげることになったのである。

こうしたアメリカのC&C政策がもはや動かしがたいものである以上、イギリスとしても何らかの対応策を打ち出さざるをえず、開戦と同時に為替管理を導入し、ドル・プール制を創設し、もって全スターリング地域の金及びドル資金の集中的管理機構形成に血道をあげることになったのであるが、この間の事

1) H. D. Hall, *North American Supply*, London, 1955, p. 244.

第1表 イギリスの金・ドル準備 (為替平
衡勘定の金, U. S. ドル, カナダ
ドル) の変化 (百万ポンド)

| | 準備高 | 増 減 |
|--------------|-----|------|
| 1939年 9月—12月 | | +42 |
| 1939年 8月末 | 503 | |
| 9月末 | 519 | +16 |
| 12月末 | 545 | +26 |
| 1940年 | | -437 |
| 1940年 3月末 | 491 | -54 |
| 6月末 | 390 | -101 |
| 9月末 | 223 | -167 |
| 12月末 | 108 | -115 |
| 1941年 1月—3月 | | -38 |
| 1941年 3月末 | 70 | -38 |

R. S. Sayers, *Financial Policy 1939-45*,
p. 496 より。

えていたものが40年末には1億ポンドにまで激減している。この開戦当初16カ月間のイギリスの金・ドル準備の変化を、いまま少し立ち入って考察してみよう。

この期間にイギリスに流入した金・ドルは、海外スターリング地域諸国 (RSA) がドル・プール制を通じて中央プール (為替平衡勘定) に繰り入れたもの2億3千万ポンドである。一方イギリスから流出したものはと言えば、カナダへの支払い超6千万ポンドとアメリカに対する支払い分5億7千万ポンドであり、合計6億3千万ポンドにのぼっている。流出超は4億ポンドであり、これが同期間のイギリスの金・ドル準備の純喪失額なのであるが、先の関係を見れば、イギリスが一方でRSAを総動員して金・ドルの獲得に努めたにもかかわらず、それを遙かに上回るものをアメリカの手に吸い上げられ、そのために金・ドル準備の涸渇が結果されているという事情が一目瞭然であろう。アメリカに対する支払い総額5億7千万ポンド (23億ドル) の内訳は、イギリス政府

情は拙稿「イギリスの戦時財政への移行とその背景」に詳述した通りである。だが、こうした機構を最高度に活用したにもかかわらず、イギリスはこれをもってアメリカのC & C政策に充分抗していったかと言えば決してそうではなく、間断なく金及びドルをアメリカの手に吸い上げられ、日一日と金・ドルの涸渇に対する憂いを濃くして行かざるをえなかったのである。第1表に開戦初期のイギリスの金・ドル準備の変化の様子が明らかにされているが、これによれば開戦直前に5億ポンドを越

による対米軍需発注が14億ドル、貿易赤字が9億ドルとなっているが、C&C政策のもとではこのすべてが現金で、即ち金ないしドルで支払われなければならなかったことは言うまでもない。

上のような金及びドル資金の激しい移動がその過程と並行して夥しい量の短期債を氾濫させていくカラクリ、またそうしたカラクリを内包するイギリス戦時財政のインフレーションに対する無抵抗性等に関しては、既に前掲論文に明らかにしたので重複は避け、ここではインフレーションが自由ポンドを抹殺し、而してポンドからその国際通貨性を奪っていった過程に焦点をあわせてみよう。

イギリスが為替管理導入の際、戦争中もポンドに国際性を持たせておくという配慮から自由ポンドを創設したことは前掲論文に述べたところであるが、この措置によってポンドは公式相場と自由相場という2つの相場を有することになった。このうち前者は4.02ドルの水準に釘付けされたが、後者はインフレーションの進行を反映して次第に下落し、日を追って前者との開きを大きくしている。自由ポンドは中立諸国の非居住ポンド勘定をその主たる供給源としており、それをもってイギリスからの輸入に支払いをなすことが許されていたから、非居住ポンドを所有する諸国は自己のポンド勘定を減少させることによってイギリスから商品を輸入することができた。これはイギリスにしてみれば、外国商品の購買力を何ら得ることなしに輸出を行うということであり、資源の一方的な国外流出を許すことであった²⁾。自由ポンドは本来的にこうした性質を有していたのであるが、ここにインフレーションによる価値下落が加わった結果、自由市場で安いポンドを入手しそれをもってイギリスから輸入を行う外国輸入業者が

第2表 英米自由ポンド相場

| | |
|-------------|------------------------------|
| 1939年12月 3日 | 1ポンド = 3.93 $\frac{1}{2}$ ドル |
| 1940年 1月 5日 | ＝ 3.93 $\frac{1}{2}$ |
| 2月10日 | ＝ 3.97 $\frac{1}{2}$ |
| 3月 5日 | ＝ 3.90 $\frac{1}{2}$ |
| 3月25日 | ＝ 3.68 $\frac{1}{2}$ |
| 4月 1日 | ＝ 3.55 $\frac{1}{2}$ |
| 4月24日 | ＝ 3.50 $\frac{1}{2}$ |
| 5月 2日 | ＝ 3.48 $\frac{1}{2}$ |
| 5月23日 | ＝ 3.19 |

Economist, 各号巻末表より作成。

2) R. S. Sayers, *Financial Policy 1939-45*, London, 1956, p. 237.

続出するという事態が、新たに生み出されることになった。ただでさえイギリスは資源流出に悩まされていたのに、その上にその流出を不当に安い価格で許さなければならなくなったのである。このようにインフレーションは自由ポンドがイギリスに与える困難を倍加し増幅する役割を果たしたのである。ここにイギリスは、自由ポンドの相場下落を妨げるにはインフレーションの元凶である赤字財政を停止しなければならない、さりとて赤字財政は戦争続行に不可欠であり、これを強行すれば自由ポンドの存在が一層の重荷となる、という不可両立の難問に直面することになったのである。これがこの期の財政危機と通貨危機の絡み合いの姿であった。そしてイギリスは、戦争遂行という至上目的のためには赤字財政を維持するほかなく、そのために自由ポンドを切り捨てるという道を選ぶことになったのである。

40年3月イギリスは為替管理令を改正し、ゴム、ウイスキー等の特定商品を南北アメリカ、オランダ、ベルギー等へ輸出する際には、輸入地通貨ないし公式ポンドで支払われるべきことを規定している。これは輸出品に対する自由ポンド払いの不合理を是正するための措置であったが、これによって自由ポンドの国際性は大きく制限され、ために自由ポンドは一層激しい下落をみることになった。3月改正令にリストアップされなかった商品に関しては先の不合理が一層困難な形で現出せざるをえず、イギリスとしてはこれに対処するには商品リストを次々に拡大していくしかなく、ここに自由ポンドは急速にその国際性を喪失し消滅の一途を辿ることになり、各国別の支払い協定が代わって前面に進みでてくることになったのである³⁾。

支払い協定に関していえば、早くも開戦の年の12月にスウェーデンとの間に締結をみており、翌40年にはブラジル、アルゼンチン、チリー、ルーマニア、ハンガリー、トルコ、スペイン等との間にも同様の協定が成立している。イギリスはこれら諸国との間に個別的に特別勘定 (Special Account) を開設し、イギリスと協定国の取り引きは爾後一切この勘定を経由して決済されるようにし

3) *Ibid.*, pp. 241-45.

ている。40年7月にはアメリカ及びスイスとの間にそれぞれ登録勘定 (Registered Account) が設けられ、イギリスと両国との決済はすべてこの勘定を通してなされることになった。イギリスは特別勘定ならびに登録勘定の開設をはかり、協定締結国との間に生じる輸入代金その他の決済をすべてこうした個人的な勘定を通じて行うことにしたのである。これによってポンドでの国際的取り引きは厳格に双務的なものとなり、それと裏腹に自由ポンドの消滅が結果されたのである⁴⁾。

ここに、自由ポンドを残すことによってポンドの国際通貨としての性質を可能な限り維持しようという開戦当初のイギリスの政策は、完全に失敗してしまった。自由ポンドがその国際性を喪失し消滅の道を迎えざるをえなかったということは、当然ポンドがその国際性を喪失せざるをえなかったということと同義である。自由ポンドが消滅していく過程は、まさにポンドが国際通貨としての地位からすべり落ちていく過程であり、この過程の進行とともにポンドは一般国際通貨ではありえなくなり、単にスターリング地域という限られた範囲内でのみ国際通貨として機能するだけの通貨にすぎなくなっていったのである。

イギリスとしては、こうして自由ポンドの存在を消し去りポンドの国際性を自らの手で絞め殺すことによって始めて先にあげた危機からの脱出をはかることができたのである。この措置によって自由ポンドは消滅し、それと共に自由ポンドをめぐる諸矛盾も当然後景に退いていったのであるが、その矛盾を生み出した根本的な原因であった戦時インフレーションの問題もまたそれと密接な関係にあったC&C政策の下での金及びドルの喪失という事態も、いささかたりとも解決をみているわけではないことに注意を向けなければならない。これらの問題は、解決どころか日を追って深刻の度を加え、イギリスにとってますます重荷となっていったのである。

4) *Ibid.*, p. 247. 尚特別勘定ならびに登録勘定については詳しくは平岡健太郎「国際決済機構」日本評論新社, 1959, 62頁; 大蔵省総務局「英国戦時経済概観」1944, 107頁を参照されたい。

イギリスが金・ドル準備を急激にアメリカに奪われ、そのために開戦後幾許もなく為替平衡勘定の涸渇という事態に直面したことは既に述べたが、ここに至ってイギリスは、その在米ドル資産を売却し急場をしのぐという窮余の策に訴えるようになっていく。40年に入るとイギリス人所有の米貨証券を強制的に政府の手に買い上げ、それをアメリカ市場で処分してドル資金を調達するという非常手段が繰り返し強行されるようになり、翌41年になると対米軍需発注の支払いのために米貨証券を殆ど洗いざらい売り払ったのみならず、ついには商工業の直接投資をも捨値同然の価格でタタキ売りするということまで行われている。在米ドル資産がいかに急速に消尽されていったかは第3表の物語るところである⁵⁾。

第3表 イギリスの在米ドル資産

(百万ドル)

| | 証 券 | 商工業投資 | 計 |
|----------------------------|-----|-------|------|
| 1938年8月末処分可能分 | 858 | 610 | 1468 |
| 1940年12月末迄に使消分 | 334 | — | 334 |
| 1941年初処分可能分 | 524 | 610 | 1134 |
| 1941年8月末迄に売却分 | 244 | 115 | 359 |
| “ “ 金融復興会社へ 担保として差し出した分 | 205 | 495 | 700 |
| 1941年9月初処分可能分 | 75 | — | 75 |

国際経済銀行(1942年)より。

一方、インフレーションの進行はいよいよ激しさを加える一方であり、これをくい止めるために何らかの有効な手を打つことが必要となりつつあった。しかもこれと同時に戦局の拡大に伴う国防費の急角度の上昇並びにその結果たる財政赤字の拡大という事態があったのであるから、インフレーションを措けし同時に戦費調達に役立つ一石二鳥の手段が探し求められなければならなかった。

金及びドルの喪失並びにインフレーションという互いに結合されている2つの問題は、41年3月に始まるアメリカの武器貸与援助及び41年度予算においてようやくその解決の方向を与えられることになったのであるが、この点につ

5) R. S. Sayers, *op. cit.*, p. 365.

いては次節で詳しく考察することにしたい。

II アメリカの「武器貸与」援助とイギリスの財政・通貨危機

前節に明らかにしたように、アメリカはC&C政策によってイギリスから金・ドル準備並びに在米ドル資産を巻き上げることに努力したのであるが、イギリスはそのためについには支払いのメドもつかぬままに巨額の軍需品をアメリカに発注するところまで追い込まれている。アメリカはこうしてイギリスをアメリカの援助なくしては戦争遂行もおぼつかないというぎりぎりのところまで追い込んだ段階で始めて「武器貸与」(Lend Lease)と呼ばれる援助を開始させた。

この援助は1941年3月の武器貸与法に基いて行われたものであるから、最初にこの法の内容を簡単にみておこう。この法は何よりもまず「合衆国の防衛強化の法」であり、その立場を明確にした上で、大統領に対して「(彼が) 合衆国の防衛上重要な位置にあると考える国」に対し「防衛物資」(defence articles)を「売却、譲渡、交換ないし貸与」する権限を与えている。さらに実際に援助を取り決める際には、被援助国が合衆国の防衛に貢献するということのほかに、「支払い或は現物返済、もしくは大統領が満足とする直接間接の利益」を合衆国に与えるという条件が必要なことが、その中に規定されている⁶⁾。

この法に沿って開始された武器貸与援助は、何はともあれイギリスを対米支払い上の困難から大きく解放するものであった。アメリカが武器貸与予算を過去の契約に使用することを拒否したので、それらの決済には現金が用いられなければならなかったし、またこの援助に含まれぬ物資に対しても同様であったから、援助開始と同時にイギリスの困難が完全に取り除かれたと即断することは許されないが、少なくともこと防衛物資に関しては支払いを考慮せずともアメリカに新規発注を行っていく道がイギリスに与えられたのである⁷⁾。

武器貸与援助の開始に従って英帝国の使う軍需品のうちアメリカから調達さ

6) The Lend Lease Act (Public Law, 11-77 th Congress).

7) H. D. Hall, *op. cit.*, p. 278.

れる部分が次第に大きくなっていったことは、第4表に示されている通りである。このようにアメリカは武器貸与援助を機に、以前にも増して英帝国の兵器廠としての役割を大きくしていったのである。

第4表 英帝国の使消した軍需品の調達先別構成比

| | 1939.9月 ~1940末 | 1941 | 1942 | 1943 | 1944 | 1945 | 総計 |
|------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|
| 全軍需品(百万ドル) | 9,200 | 13,000 | 19,900 | 24,800 | 24,700 | 9,300 | 100,900 |
| 構成(%) | | | | | | | |
| イギリス | 90.7 | 81.8 | 72.6 | 62.4 | 61.2 | 66.1 | 69.5 |
| カナダ | 2.6 | 5.2 | 8.6 | 8.8 | 8.9 | 10.0 | 7.9 |
| 東方諸国 | 1.1 | 1.5 | 1.9 | 1.9 | 1.2 | 1.7 | 1.6 |
| アメリカ | | | | | | | |
| 現金 | 5.6 | 9.1 | 4.7 | 2.4 | 1.5 | 1.2 | 3.7 |
| 武器貸与 | — | 2.4 | 12.2 | 24.5 | 27.2 | 21.0 | 17.3 |

R. G. D. Allen, *Mutual Aid between the U. S. and the British Empire 1941-1945* より。

しかも、この援助によってもたらされる物資は「防衛物資」と表現されているが、アメリカは直接的な兵器類だけでなく、食糧、機械、日用雑貨といったものまでを防衛物資と解して貸与物資に含めることにしたので、イギリスは非軍需品の相当部分をも現金支払いを行うことなくアメリカから受け取ることができた。第5表によれば、1942年から終戦までの期間に英帝国がアメリカから受け取った軍需品の95%、非軍需品の89%が武器貸与援助によるものであった。

第5表 英帝国(カナダ、ニューファンドランドを除く)に対するアメリカの物資供給 (百万ポンド)

| | 1940—41 | 1942—45前半 |
|-------|---------|-----------|
| 軍需品 | | |
| 現金 | 1,400 | 700 |
| 武器貸与 | 200 | 14,900 |
| その他物資 | | |
| 現金 | 2,100 | 1,000 |
| 武器貸与 | 600 | 8,200 |

出所は第4表と同じ。

イギリスはこうして現金支払いの重荷から解放されたのであるが、決してそれは何の対価もなしに得られたといったものではなかった。先に述べたように、武器貸与援助はアメリカにとって「支払い、或は現物返済、もしくは大統領が満足とする直接間接の利益」がもたらされる場合に限って与え

られるものであった。即ち、アメリカは援助の代償に、被援助国の軍事的行動によるアメリカの防衛の強化という利益に加えて、返済ないしそれに代わる何らかの利益を要求したのである⁸⁾。R. F. ハロッドは「すでにアメリカでは武器貸与援助の最終の結果に関する多くの考慮がなされていた。戦後の世界は巨額の債務を負うべきでないこと、また軍用機から煙草に至る膨大な貸与物資を实物で返却することは不可能であるということについては一般に意見が一致していた。武器貸与に関する債権は有形財と交換にではなく、世界の復興と平和の確立とに貢献すべき政策を共同して遂行するというイギリスの誓約と交換に放棄してもよいという考えが芽生えつつあった」と書いている⁹⁾。これを一層正確に言いかえるなら、アメリカは援助と引きかえに、イギリスから戦後アメリカの世界政策——貿易・為替の自由化を基礎とする多角的貿易の再建——に従うという約束を取り付けようとしたということになる。イギリスにしてみればこの要求をのむということは、当然自ら英帝国特惠制度を廃棄し、スターリング地域を解体することを承認するということの意味するものであった。我々は前節において、アメリカのC&C政策の下でポンドがスターリング地域内でのみ国際通貨として機能するだけのものになってしまったことを明らかにしたが、アメリカは今度は援助と交換にポンドの最後の基盤であるスターリング地域の解体を条件としてイギリスに突きつけたのである¹⁰⁾。このアメリカの要求は、翌42年の「英米相互援助協定」第7条に折り込まれ、イギリスが戦後「国際的交易における一切の差別待遇の撤廃、関税その他の貿易上の障害を減少させる」ためにアメリカと共同歩調をとる旨が、そこに明記されている¹¹⁾。

イギリスは武器貸与援助が始まってからも、(1)同援助に含まれぬ物資をアメリカから購入し、(2)カナダからの輸入を確保するために、金及びドルをある程

8) R. N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, Oxford, 1956, p. 55.

9) R. F. ハロッド「ケインズ伝」(下) 東洋経済新報社, 1967, 556頁。

10) 牧野純夫「円・ドル・ポンド」岩波新書, 1960, 86頁。

11) Agreement between the Governments of the United Kingdom and the United States of America on the Principles Applying to Mutual Aid in the Prosecution of the War against Aggression (Washington, February 23, 1942).

度保有することが必要であり、さらにこれに加えて、(3)ポンド残高の累積という事態の中でポンドに対する信頼をつなぎとめておく必要、(4)終戦時にある程度金・ドルが手もとになれば戦後再建期の輸入を賄いえないという考慮、等々があり、そのために金及びドル資金の獲得及び節約には依然熱心であらざるをえなかった。その上に英米相互援助協定によってポンドのよって立つ基盤の解体を約束させられたのであるから、イギリスとしてはドル・プール制を一層強力に押し進めたり、カナダに金融上の協力を強要したりして、以前にも増して金・ドルの獲得に死に物狂いにならざるをえないということになった。武器貸与援助によって現金支払いから大きく解放されたにもかかわらず、こうした事情によって、イギリスは金・ドルへの関心を捨てるわけにはいかなかったのである。

ここで武器貸与援助とイギリス財政との関係に目を転じてみよう。同援助によってイギリスは防衛物資を現金支払いの必要なく入手できることになったために、その分だけ国防費の海外支払い分を減少させることができた。これによってイギリスはその財政負担の一部を軽減することに成功したのであるが、それに伴ってイギリスの予算面に現われてくる国防費はもはやイギリスの戦争努力の全体を表現するものではありえなくなっている。イギリスの武器貸与援助受け取り額は、援助開始から42年3月迄に約6億ポンド、同年4月から1カ年には約9億ポンドと推定されているが、これをイギリス予算の国防費に加えて始めてイギリスの戦争努力の実際の規模を知ることができる。同様に、イギリスの歳出に上の援助分を加えたものがイギリスの実際の歳出である。こうした認識にたつて算定したのが第6表である。イギリスの実際の国防費のうちイギリスの財政資金によって賄われた部分は、41年度には87%、42年度には84%

第6表 イギリスの実際の歳出、国防費のうちアメリカ財政の担う部分

| | イギリスの 歳出 A | イギリスの 国防費 B | 武器貸与援助 受取り額 C | $\frac{C}{A+C}$ | $\frac{C}{B+C}$ |
|--------|---------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 1941年度 | 48億ポンド | 41億ポンド | 6億ポンド | 11% | 13% |
| 1942年度 | 56 " | 48 " | 9 " | 14 " | 16 " |

であり、残余の部分は武器貸与援助に、換言すればアメリカの財政資金に依存するところであったことが同表から明らかになる。また歳出に関しても、実際上の歳出のうち10—15%がアメリカの財政資金によって担われていたことになる。こうした事実は、イギリス財政がもはやイギリス一国の手によって管理されるものでなくなり、アメリカの政策によって直接に左右されるものに変質してしまったことを示している。このイギリス財政の自立性の喪失については、後にもう一度立ち返ることにしたい。

武器貸与援助の開始によって、カナダのイギリスに対する役割に大きな変化が生じたことにも注意を向けなければならない。まずこの援助が始まる以前の英加間の関係を見てみると、開戦から41年3月までの期間にイギリスはカナダに対し7億3千万ドルの赤字を負い、うち2億5千万ドルを金及び米ドルで、又3億3千万ドルを投資の売却で支払い、残りの1億5千万ポンドをスターリング債務としている。同じ期間に、カナダはアメリカに対し4億2千万ドルの入超で、そのうち2億3千万ドルをイギリスから受け取った金及び米ドルで支払っている。この2つの事実をあわせ考えれば、カナダがイギリスから受け取った現金を殆どそっくりそのままアメリカに手渡していたことが明らかになる。カナダは対米赤字を埋めるためにはイギリスから金及び米ドルの獲得に努めなければならず、イギリスに対して金融的援助を与えうるような余力はなかったのであるが、これに加えてイギリス向けの軍需品生産に木腰を入れればそれに必要な原材料・機械等をアメリカに依存せざるをえない以上必然的に対米赤字が一層増大するという事情があった。こうした事情のためにカナダは英帝国の兵器廠として充分な役割を果たせなかったのであるが、41年4月になってカナダがイギリス発注の軍需品生産のためにアメリカから輸入する諸物資が武器貸与援助に含められることになり、これによってカナダの対米赤字に関する心配は大きく軽減されることになった¹²⁾。そしてイギリスはこの条件の変化を楯にとり、それ以降カナダに対し金融上の援助を強要し、財政負担の一部肩代わり

12) H. D. Hall, *op. cit.*, pp. 234-37.

を強引に追求することになったのである。

第7, 8表から41年に入ってイギリスのカナダからの輸入が激増し, 一方で証券売却が行われたにもかかわらず, ポンド残高の急速な累積が現われていることがわかるが, イギリスはこの段階でカナダに何らかの援助を与えるようにと強く迫っている。カナダはこれにこたえて War Appropriation(the United Kingdom Financing) Act を制度し, いわゆる「10億ドル贈与」(the Billion

第7表 スターリング地域のカナダに対する赤字 (百万ポンド)

| | 1941 | 1942 | 1943 | 1944 | 1945 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| イギリスの輸入 | 270 | 330 | 400 | 480 | 460 |
| イギリスのその他の支払い | 40 | 50 | 60 | 50 | 50 |
| 海外スターリング地域の支払い | 50 | 70 | 50 | 60 | 80 |
| 計 | 360 | 450 | 510 | 590 | 590 |
| イギリスの輸出 | 30 | 30 | 20 | 20 | 20 |
| カナダのイギリス国内での支出 | 20 | 40 | 210 | 250 | 160 |
| イギリスのその他の受け取り | 50 | 70 | 70 | 70 | 60 |
| 海外スターリング地域の受け取り | 30 | 20 | 20 | 20 | 30 |
| 計 | 130 | 160 | 320 | 360 | 270 |
| スターリング地域の対カナダ赤字 | 230 | 290 | 190 | 230 | 320 |

R. S. Sayers, *Financial Policy 1939-45*, p. 502 より。

第8表 スターリング地域の対カナダ赤字の金融 (百万ポンド)

| | 1941 | 1942 | 1943 | 1944 | 1945 |
|-------------------------|------|------|------|------|------|
| 証券の売却等 | 60 | 80 | 20 | 20 | 20 |
| 金, U. S. ドルでの支払い | — | 10 | 40 | 20 | 20 |
| カナダドルでの支払い | 0 | 0 | 0 | -20 | 10 |
| スターリング債務の累積 | 170 | -180 | 10 | 0 | 0 |
| 借 款 | — | 160 | 0 | -10 | -10 |
| イギリスに対する譲渡 ^① | — | 220 | 120 | 200 | 260 |
| 海外スターリング地域に対する譲渡 | — | — | 0 | 20 | 20 |
| 計 | 230 | 290 | 190 | 230 | 320 |

① 10億ドル贈与・相互援助を含む。出所は第7表に同じ。

Dollar Gift) を決定している。これはカナダが自国内で生産する英本国ならびにRSA向けの軍需品等を10億ドルの線に達するまでは贈与とするというものであった。だがこの10億ドルは早くも43年初に消尽されてしまい、その後カナダはアメリカの武器貸与援助とほぼ同一の条件で相互援助と呼ばれる援助をイギリスに与えるようになっていた¹³⁾。上の10億ドル贈与と相互援助はイギリスの国際金融上の困難を大きく軽減するものであったと同時に、カナダの財政資金にイギリスの戦争遂行の負担をになわせるという内容をもつものであった。

次にRSAに関して言えば、イギリスは引き続き同地域にドル・プール制を押しつけ、金及びドルの集中をはかっている。特に英米相互援助協定成立以降はイギリスも金・ドルの獲得に全力をあげる必要があり、42年以降米軍のヨーロッパや中近東での戦闘行為の拡大によってRSAにまき散らされたドルをドル・プールの機構を通じて根こそぎ中央プールに動員することに努力している。第9表に現われているRSAの中央プールへの貢献殊に米ドルに関するそれはこうした内容を持つものであった¹⁴⁾。第9、10表にあるように、イギリスは41年迄はRSAに対する貿易及び政府支払い等の赤字に大体見合うだけの額を投資の売却によって賄っていたのであるが、それ以降にあっては投資の売却はそうした赤字の一部を埋めるだけであり、然らざる部分はポンド残高として累積するようになっていた。これはRSAの側からしてみれば、戦争遂行に必要な物的資源をイギリスに供給してもそれらとひきかえにポンド残高が増えるだけでしかもそれをロンドンから引き揚げることも許されなかったのであるから、一方的にイギリスに物資を供給することであり、而してイギリスの戦費の一部を自らの肩に引き受けることであった。しかもこうして生じるポンド残高は、金及びドルの中央プールへの繰り入れから生じるそれらと一体となって、テンドー大蔵省証券や大蔵省預金証書の購入に向かわされ、イギリスの財政資金調達の上で重要な手段となっていたのである。

13) *Ibid.*, pp. 238-40, 484.

14) *Ibid.*, p. 281

第9表 イギリスの海外スターリング地域に対する赤字（エジプト，スー
ダン，パレスチナ，トランスヨルダンを除く） (百万ポンド)

| | 1941 | 1942 | 1943 | 1944 | 1945 |
|---|------|------|------|------|------|
| イギリスの輸入 | 280 | 270 | 250 | 290 | 270 |
| イギリスの海外軍事支出 | 200 | 360 | 470 | 500 | 650 |
| 計 | 480 | 630 | 720 | 790 | 920 |
| イギリスの輸出 | 200 | 170 | 120 | 150 | 190 |
| 海外スターリング地域のイギリス国内での支出 | 80 | 120 | 140 | 150 | 130 |
| その他のイギリスの受け取り分 | 80 | 50 | 40 | 40 | 60 |
| 計 | 360 | 340 | 300 | 340 | 380 |
| イギリスの海外スターリング地域に対する赤字 (I) ^① | 100 | 380 | 380 | 360 | 490 |
| 海外スターリング地域の中央プールへの貢献 | | | | | |
| 金 | 140 | 90 | 110 | 90 | 90 |
| U・Sドル | 30 | 50 | 120 | 120 | 30 |
| カナダドル | -20 | -50 | -30 | -20 | -30 |
| 計 (II) | 150 | 90 | 200 | 190 | 90 |
| (I)+(II) | 250 | 470 | 580 | 550 | 580 |

① 誤差、脱ろを考慮し、修正した数字。R. S. Sayers, *Financial Policy 1939-1945* p. 500より。

第10表 イギリスの対海外スターリング地域赤字の金融
(エジプト，スーダン，パレスチナ，トランスヨルダンを除く)

| | 1941 | 1942 | 1943 | 1944 | 1945 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 海外投資の売却 | 120 | 130 | 140 | 60 | 60 |
| ポンド残高の累積 | 130 | 340 | 440 | 490 | 520 |
| 計 | 250 | 470 | 580 | 550 | 580 |

出所は第9表に同じ。

以上に述べてきたように、イギリスはアメリカの武器貸与援助の開始という事態のもとで、アメリカの財政資金への依存を深めると同時に、カナダやRSAに財政負担を肩代わりさせる方向を追求したのである。また金及びドル資金獲得にも躍起にならざるをえず、ここでもまた一方でアメリカに援助を仰ぎつつ、他方でカナダ、RSAから徹底的に搾り上げるという道をとるしかなかったのである。しかもこうした2つの過程が相互に密接に絡み合いつつ進行したことは繰り返すまでもなく明らかであろう。

イギリスが国防費の海外支払い分を減少させるためにとった方策はこれまでに明らかにした通りであるが、こうした努力にもかかわらず国防費の増勢をくいとめることはできず、これをいかにして賄っていくかが大問題であった。しかも前節に述べたように、インフレーションの進行を抑制しつつそれをなしていかなければならなかったのであるが、この問題は国民所得計算に基礎を置く予算編成とその下での徹底的な大衆課税にその解決を求められることになった。この方向はケインズが「戦費調達論」以来一貫して主張したインフレーションの理論を基盤としているので、ここで簡単にでも彼の考え方を検討しておこう。

「戦費調達論」は「雇用・利子及び貨幣の一般理論」の分析を戦時経済にあてはめたものと言われている。「一般理論」では社会の総有効需要が総供給可能額に充たぬ場合には不況が現出するとの分析がなされ、それを克服する魔法の杖として政府支出拡大による有効需要刺激策が用意された。ところが戦時ともなれば実際の消費に利用される物資供給額は減少するのに、他方では失業者の減少、婦女子の労働参加等により社会の貨幣所得供給額に増加が起り、そのために総需要が総供給を上回りインフレ圧力が醸成されてくる。「戦費調達論」はこうした経済を分析の対象とし、「増加した所得の一定部分を支出から取り去ること……これが支出される貨幣と購入される財貨との間の均衡を保つ唯一の道」¹⁵⁾であることを説いている。余分な有効需要或は過剰な購買力を市場から吸収してしまいインフレ圧力を取り除くことの必要がここに強調されてい

15) J. M. Keynes, *How to Pay for the War*, London, 1950, p. 9.

るのであるが、ケインズはそのための手段を増税と強制貯蓄に求めることによって、インフレ抑止と戦費調達との同時的達成を提唱しているのである。

イギリスはこのケインズ理論を典拠に、中央統計局・戦時内閣官房経済部等に資源総供給可能額や有効需要水準を決定する諸力の算定を命じ、切り捨てるべき有効需要量を統計的に明らかにし新課税量の決定を行っている¹⁶⁾。41年度以降の予算はこうした国民所得計算に基いて編成されたのであるが、それはそもそもケインズが過剰購買力の吸収という点から主張したことを考えれば自明のことであるが、最初から大增税を予期させるものであった。41年度には所得

第11表 1941年度—44年度の歳出実績 (百万ポンド)

| | 1941年度 | 1942年度 | 1943年度 | 1944年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 国債費他 | 274.1 | 341.6 | 391.2 | 437.3 |
| 行政費 | 400.6 | 437.3 | 438.8 | 474.4 |
| 徴税費 | 16.0 | 18.1 | 18.7 | 19.5 |
| 国防費 | 4,085.0 | 4,840.0 | 4,950.0 | 5,125.0 |
| 郵便局へ繰り入れ | — | — | — | 6.8 |
| 歳出総計 | 4,775.7 | 5,637.4 | 5,798.7 | 6,062.9 |

Central Statistical Office, *Statistical Digest of the War*, Table 173 より。

第12表 1941年度—44年度の歳入実績

| | 1941年度 | 1942年度 | 1943年度 | 1944年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 内 国 税 | | | | |
| 所得税、附加所得税 | 844.6 | 1,082.2 | 1,259.6 | 1,390.3 |
| 相 統 税 | 90.9 | 93.3 | 99.5 | 110.9 |
| 印 紙 税 | 14.1 | 15.3 | 17.7 | 17.0 |
| 国防献金、超過利得税 | 269.1 | 377.5 | 500.1 | 510.4 |
| そ の 他 | 0.9 | 1.0 | 1.0 | 0.8 |
| 関税及び消費税 | 604.1 | 884.8 | 1,043.0 | 1,076.3 |
| 自動車税 | 38.4 | 28.5 | 27.3 | 29.0 |
| 租税外収入 | 112.1 | 337.3 | 90.5 | 103.3 |
| 歳入総計 | 2,074.1 | 2,819.9 | 3,038.5 | 3,238.1 |

出所は同上書 Table 173 より。

16) U・K・ヒックス「イギリス財政史」東洋経済新報社、1961、156頁。

第13表 イギリスの第2次大戦中の公債発行 (百万ポンド)

| | 1940 | 1941 | 1942 | 1943 | 1944 | 1945 | 1946 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 長・中期債 | 778.3 | 1,586.6 | 2,292.8 | 2,072.6 | 1,981.0 | 1,608.1 | 10,319.6 |
| 短期債 | | | | | | | |
| 一時借入れ 政府機関 | 11.5 | 153.2 | 40.5 | 58.8 | 77.7 | 188.6 | 530.3 |
| イングランド銀行 | — | 1.0 | -1.0 | — | — | 0.8 | 0.8 |
| 大蔵省証券 タップ | 424.3 | 482.7 | 143.0 | 224.0 | 306.6 | 86.0 | 1,666.6 |
| テンダー | 336.0 | 134.0 | 5.0 | 195.0 | 260.0 | 260.0 | 1,190.0 |
| 大蔵省預金証書 | 30.0 | 483.0 | 182.5 | 349.5 | 433.5 | 707.0 | 2,185.5 |
| 計 | 801.8 | 1,253.9 | 370.0 | 827.3 | 1,077.8 | 1,242.4 | 5,573.2 |
| 総計 | 1,580.1 | 2,840.5 | 2,662.8 | 2,899.9 | 3,058.8 | 2,850.5 | 15,892.8 |

B. H. Higgins, *Lombard Street in War and Reconstruction*, p. 37 より。

税の大巾増徴が断行され、基準率は8シリング6ペンスから一挙に10シリングに引き上げられ、同時に控除額および免税点は大きく引き下げられている。この増税措置によって新たに生み出された納税者は3百万人を越えるといわれ、大衆課税が大がかりに押し進められたことを知ることができる¹⁷⁾。

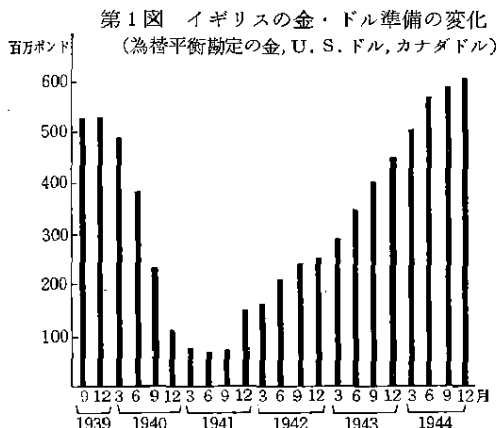
41年度以降の歳出入実績を見れば、大衆課税断行にもかかわらず国防費の膨脹のために毎年度27—8億ポンドの歳入不足が現出している。それは当然赤字公債発行によって賄われたのであるが、起債状況は第13表に示しておいた。短期債についてみれば、ポンド残高累積に伴ってテンダー大蔵省証券等への投資が大きくなっていることが同表からわかる。タップ大蔵省証券はアメリカのC & C政策の放棄を反映して以前ほどの比重を持たなくなったとはいえ、依然として財政資金調達に大きな位置を占めている。

我々は武器貸与援助の開始という条件の中でイギリスが作り上げた財政危機への対処の体系を、国際金融上の問題との係わりにも触れつつ明らかにしてきた。アメリカ財政への依存、カナダやRSAへの肩代わり、国内での大衆課税等が全体としてその体系を形づくっていたのである。だがこの体系は先にも触

17) R. S. Sayers, *op. cit.*, p. 328.

れたように、イギリス財政の一部が直接アメリカの手に掌握されているという関係を内包するものであり、それ故にアメリカ財政の動向が直ちにイギリス財政のあり方を規定するというメカニズムを内に備えた体系であった。しかもこの体系そのものがイギリスの金・ドル獲得の道と相互に規定しあうものであったことは幾度か指摘した通りである。イギリスの金・ドル準備が一度上昇の途につくやこの体系の矛盾は直ちに爆発し、イギリス財政の自立性の喪失とポンドのドルに対する決定的敗北とがもたらされてくるのであるが、この過程を次に検討してみよう。

第1図に見られるように、イギリスの金・ドル準備は42年以降次第に増加し



R. S. Sayers, *Financial Policy 1939-45*, p. 496より作成。

ている。これはアメリカやカナダの援助のおかげでそれらの節約ができたこと、またR S Aから擡り上げたこと等の総合的結果であったが、このイギリスの金・ドル準備増加という事態に対してアメリカは43年1月に、準備が一定の線を越えるなら武器貸与援助を制限する旨をイギリスに申しわたしている¹⁸⁾。この事実

は、イギリスの金・ドル準備が実際にはアメリカの手によって管理されるものとなってしまっていたことを示している。即ち、アメリカは武器貸与法において貸与物資は防衛物資に限ると規定しており、この防衛物資の範囲を変化させ従来貸与物資であったものを現金取り引きに移行させるという操作を行いさえすれば、イギリスの金・ドル準備を左右することができたのである。43年1月には、工作機械及びその他の資本設備等が、翌年には戦闘区域ではない英植民

18) H. D. Hall, *op. cit.*, p. 281.

地への民需品等が、それぞれ防衛物資の範囲からはずされており、我々はそこにアメリカが実際にイギリスの金・ドル準備調整を行っている姿を見ることが出来る¹⁹⁾。

こうしたアメリカの防衛物資の範囲操作は、単にイギリスの金・ドル準備に影響を及ぼしたばかりではない。武器貸与援助はイギリスにとって財政資金の節約という意味をも持っていたのであり、アメリカの先のような行動は直ちにイギリス財政にはねかえりその進路を大きく規定することになっていったのである。

第14表にあるように、イギリスは平和産業の労働力を大巾に軍需産業や直接戦闘員に振り向けたのであるが、これはアメリカの武器貸与援助やカナダ、R S Aの物資供給に支えられて始めてなしたことであった²⁰⁾。殊に民需品の多くがアメリカからの貸与物資に含まれていたことは、イギリスが上のような戦時動員を行っていく上に大きな力となっていた。イギリスとしてはアメリカに一層多くの援助を仰ぎつつ、それを基礎に輸出産業、民間産業の再建を戦時中からある程度進めようとしたかったのであるが、まさにその矢先にアメリカは逆に援助を削減する方向を打ち出したのである。第15表によると、44年を過ぎ

第14表 戦争に動員された人的資源の源泉 (百万人)

| | イギリス | アメリカ |
|----------------------------|------|------|
| 平時防衛雇用 | 0.5 | 0.5 |
| 1939 : 国内民間並びに輸出産業の雇用からの転換 | 1.5 | — |
| 1940 戦争によって引き起こされた労働力の増加 | 2.5 | 7.0 |
| 1944 労働力の自然増加 | — | 3.4 |
| 失業者の減少 | 1.3 | 7.75 |
| 国内民間並びに輸出産業の雇用からの転換 | 7.2 | 6.25 |
| 1944年6月の全防衛雇用 | 13.0 | 24.9 |

R. G. D. Allen, *Mutual Aid between the U. S. and the British Empire 1941-1945* より。

19) H. D. Hall & C. C. Wrigley, *Studies of Overseas Supply*, London, 1956, p. 122.

20) W. K. Hancock & M. M. Gowing, *British War Economy*, London, 1949, p. 520.

第15表 アメリカのイギリスに対する武器貸与援助の推移 (百万ドル)

| | 1941 | 1942 | 1943 | 1944 | 1945 | |
|--------|-------|------|-------|-------|------|------|
| | 3—12月 | | | | 1—6月 | 7—8月 |
| 軍需品 | 86 | 987 | 2,797 | 3,807 | 822 | 140 |
| その他の物資 | 576 | 610 | 1,205 | 1,349 | 493 | 169 |

出所は第14表に同じ。

るとアメリカの援助は軍需品、非軍需品とも大きく減少している。アメリカから貸与される軍需品が削減されれば、イギリスとしては自らの軍需生産力の増強を否応なく強いられるわけで、その結果第14表に見られるような最高度の戦時動員体制を維持するしかなく、そのために国防費は未曾有の水準に引き上げられざるをえなかった。他方では非軍需品の貸与も削減され戦後復興の礎を築くことの困難が倍加しつつあり、財政を武器に輸出産業、民間産業の再建をはかることが緊急に要請されていたのであるが、イギリスは先の国防費負担のあるところでは到底そのような余裕などありうべくもなく、そのままの状態を終戦を迎えるしかなかったのである。このようにアメリカが武器貸与援助削減の方向を打ち出したとたんに、イギリス財政は国防費の重荷に押しつぶされ、財政を武器に戦後復興の事業の基礎を整備しようとするイギリスの意図はもろくも崩れ去ってしまったのである。そしてこれは、イギリス財政がアメリカ財政に依存しその自立性を喪失していたことの結果であった。自立性の喪失と機動力の減退、これこそこの期におけるイギリス財政危機の最大の内幕であり、またその究極の姿であったとしなければならない。

こうした過程と並行して、ポンドのドルに対する決定的な敗北が進んでいることも看過してはならない。武器貸与援助とひきかえに出されたアメリカの要求が英米相互援助協定第七条に組み込まれたことは先に述べたが、この問題はその後イギリス側の「ケインズ案」とアメリカ側の「ホワイト案」との激突を生み、44年のブレトン・ウッズ協定でやっと最終的な結着をつけられている。ここで周知のように、戦後の国際通貨・為替体制の中心にドルが位置することに国際的な承認が与えられたのであるが、IMFは各国の金保有高を中心に

資額を決めそれに基いて決議権を与えるというシステムを採用したので、そのために各国通貨の国際的な地位はその国の金及びドル保有高と直接的に結びつけられることになった。こうした事情のもとでイギリスはその金・ドルをアメリカの手によって管理されるという羽目に追い込まれていたのであるから、この段階でポンドは実際にはアメリカの管理する通貨に変質してしまったと言っても差し支えない。そしてこれこそポンドに対するドルの完全な勝利を物語るものであった。ポンドの管理権の喪失、これこそこの期のイギリス通貨危機の最大の表現であった。

上にみてきたように、イギリスはアメリカの武器貸与援助に大きく依存していく中で、自国の財政・通貨の管理権をその代償としてアメリカに与えてしまうことになったのである。我々は「イギリスの戦時財政への移行とその背景」及び本論文に於いて、イギリスの準戦時および第2次大戦時財政の展開過程を、特にその国際的な拡がり並びに通貨問題との絡み合いに重点を置きつつ跡づけることを試みてきた。この中でアメリカーイギリスーカナダ及びRSAという縦の支配・従属の系列が次第に明確な形をとって浮かび上がってきていることが見てとれる。イギリスはアメリカのC&C政策に対応して、ドル・プール制を創設しRSAに犠牲の献寄せを行ったのであるが、それにもかかわらず金・ドルを殆ど洗いざらいアメリカに取り上げられ、その時点から財政・通貨両面でアメリカへの従属の道を辿らなければならなかった。そしてこのアメリカへの従属が深まれば深まるほど、イギリスはいよいよ激しくRSAやカナダに財

第16表 イギリスの資本勘定の第2次大戦による変化 (百万ポンド)

| | | | |
|-----------------------|------|--------------------|------|
| 対外資産1939年9月現在高 | 4600 | 対外債務1939年9月現在高 | 476 |
| (金及び外国為替 700 | | 1939.9—1945.6の新規債務 | 2879 |
| 長期投資 3900 | | 対外債務1945年6月現在高 | 3335 |
| 1939.9—1945.6の対外資産売却高 | 1270 | | |
| (金及び外国為替 152 | | | |
| 長期投資 1118 | | | |
| 対外資産1945年6月現在高 | 3330 | | |

政負担を押しつけたり、また金やドルの供出を強要したりして犠牲を転嫁する方向を追求しなければならなかったのである。

こうした支配・従属の系列が形成されたことは、戦後のイギリス経済のあり方の基調がすでにこの段階でほぼ全面的に築き上げられたことを意味している。第16表にあるように、イギリスはこの戦争によって海外投資の30%を喪失し、それに加えて30億ポンド近い巨額のスターリング債務を新しく背負い込んでいる。さらに同表には現われていないが、アメリカに対する武器貸与援助債務、カナダに対する相互援助債務もあり、こうした債務はすべてイギリスの財政・通貨及び経済全般への過重な負担となるものであった。殊にアメリカは一度戦争が終了するや武器貸与援助を即座に打ち切り、イギリスを深刻なドル不足に追い込み、その段階でイギリスに対してきわめて苛酷な条件をつけた借款を提示することによって、武器貸与援助とひきかえに獲得したイギリス財政・通貨の管理権を、一層強固にせんとする方向を打ち出すのであり、一方イギリスはこの管理権奪還を期して飽くことなくアメリカに挑んでいくのであるが、結局は圧倒的な生産力に基礎を置くアメリカに打ち負け、その世界支配体制の中により強く組み込まれていくことになるのである。そしてこのアメリカへの従属から起こるさまざまな不利益を、以前にも増して激しく植民地や旧植民地に押しつけるという方向を追求することになるのである。